

令和2年3月16日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
経済再生担当大臣 西村 康稔 様
(新型コロナウイルス感染症対策担当)
総務大臣 高市 早苗 様
文部科学大臣 萩生田 光一 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
経済産業大臣 梶山 弘志 様
国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

埼玉県知事
大野 元裕

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

国においては、緊急対応策の打ち出しや小中学校等の一斉臨時休業の要請等、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて全力で取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

埼玉県では、新型コロナウイルス対策本部を設置して、専門家会議の助言をいただきながら、感染拡大防止対策に全力で取り組んでいるところです。

感染拡大の影響は、イベント自粛やキャンセルの増加、生産・工事の遅れなど、業種・規模に関わらず、様々な分野の企業・事業者の経営に及んでいると同時に、従業員等の収入減少など雇用の悪化も進んでいます。

このような中で、1日も早く様々な課題を解決し、県民の命と健康を守り、暮らしへの影響を最小にするためには、さらに十分な経済対策を講じるなど、前例のない思い切った対策が必要と考えます。

つきましては、事態の推移を見極めながら、下記の要望について、関係省庁と連携の上、適切かつ迅速な対応を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 医療・検査体制の強化

[医療体制]

- ・ 軽症患者の取扱いや一般医療機関での受入ルールを早期に示すこと。

- ・ 入院医療を担う医療機関に対し、人材確保の支援を行うとともに、感染防止対策や病床確保のための十分な財政措置を講じること。
- ・ 対策の切り替えのタイミングについて、早期に具体的な考え方や基準を示すこと。

[検査体制]

- ・ 医療機関、民間企業等におけるPCR検査の実施体制を整備し、検査体制のさらなる拡充を図ること。
- ・ 簡易検査キットの開発、導入を早期に実現し、広くスクリーニング検査を実施できる環境を整えること。
- ・ 検査基準を明確に示すとともに適切な検査の実施体制や財政支援を行うこと。
- ・ 県内衛生研究所に対する技術的支援及び検査資材等の供給を確実に行うこと。

[衛生資材確保]

- ・ マスク等の安定供給のため、メーカー等に適切な生産・供給を働きかけ、特に医療機関や社会福祉施設等で必要な資材が十分に確保できるようにすること。

[相談体制]

- ・ 国の電話相談窓口を拡充するとともに、地方自治体での相談窓口の対応が拡充するよう必要な支援を実施すること。

2 学校臨時休業への対策

- ・ 学校施設などを活用した就学児の居場所確保のための取組について、市町村等に対する財政措置など必要な支援を行うこと。
- ・ 臨時休業の対象外となっている幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等の感染防止の対策についても、必要な支援を行うこと。
- ・ 臨時休業期間において、従業員（パートタイム等）の収入補償、在庫となった食材の経費、年間契約の倉庫管理費や配送業務委託費等の補填など、学校給食納入事業者に対する必要な支援を行うこと。
- ・ 給食の再開には相当の準備期間が必要となるため、緊急事態宣言に基づく本県を対象とする措置が変更となる場合には、早期に情報提供すること。
- ・ 春季休業期間後の見通しについて、見解・方針を早急に示すこと。

3 企業等への支援

- ・ 下請等中小企業者が、取引上のしわ寄せが来ないように、引き続き業界団体等を通じて親事業者に配慮を求めること。

- ・ 中小企業からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、国から各金融機関に対し、適切に指導を行うこと。
- ・ セーフティネット保証及び危機関連保証について、市町村が認定事務を円滑に行えるよう適切な支援を行うとともに、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、指定期間の延長等に柔軟に対応すること。
- ・ サプライチェーンの回復強化を速やかに図るための設備投資や販路開拓に取り組む事業者に対し、支援を行うこと。
- ・ ホテル・旅館、バス・タクシー、旅行業者等の事業者に対して、休業への対応や事業の継続が可能となるよう、経営支援を行うこと。
- ・ 旅行業法に基づく各種申請届出に関する期限の猶予や旅行業登録の更新の際の基準資産額の緩和など、旅行事業者の負担軽減や事業継続のための対策を講じること。
- ・ 中小企業組合など、定款に規定されている総会の開催時期等について柔軟な対応を可能にすること。
- ・ 感染拡大終息後には、プレミアム付商品券による販売促進イベントなど売上げ促進のための対策を講じること。

4 雇用等への対策

- ・ 正規、非正規(フリーランス含む)を問わず、保護者が会社を休業せざるを得ない状況となった場合は、地域の給与水準を反映した賃金助成を行うなど、国が責任を持って十分な措置を講じること。
- ・ 経営に影響が生じている企業が従業員を休業させる場合等に支給する雇用調整助成金について、中小企業の負担を軽減し、確実に雇用の維持が図られるよう、現行の補助率を引き上げるとともに申請手続きの簡素化や迅速な支給に努めること。また、ハローワークに専用の相談窓口を設けること。
- ・ 休業や時間短縮等により減収となる労働者について、雇用保険に加入していない者を含め、100%の収入補償を行うこと。
- ・ 子供がいる従業員のサポートとそれに伴う人手不足への対策を講じること。
- ・ 技能実習生の実習期間の長期化に対応すること。

5 財政的な支援

- ・ 緊急対応策第2弾を受けて実施する取組については、令和2年度執行分についても、確実に財政措置を講ずること。
- ・ リーマンショック(平成21年度)の経済対策で実施された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のような地方自治体が柔軟に活用できる補助制度を新たに創設すること。(例 地域子育て世帯への支援など)